

宗祖直弟間における神天上義の 扱い方について

中 条 暁 秀

(一) 日蓮宗では古来より「神天上」ということを主張し日蓮聖人もまた力説されている。その拠となるものは、文応元年述作の『立正安国論』に教示されている。

世皆背_レ正 人悉帰_レ惡。故善神捨_レ國而相去_レ聖人辭_レ所而不_レ還。(定遺P 209 ~ P 210)

夫四経文朗。万人誰疑。而盲瞽之輩迷惑之人 妄信_ニ邪説、不_レ弁_ニ正教_一。故天下世上於_ニ諸神衆経_一、生_ニ捨離_一之心、無_ニ擁護_一之志。仍善神聖人捨_レ國去_レ所。是以惡鬼外道成_レ災致_レ難矣。(定遺P 213)

すなわち、禪・念仏等の諸宗及び真言の邪法が、法華經の正法を覆い隠し、諸天善神は法味をなめることができな
いため、天にのぼって國の守護を放棄するという善神捨國
思想のことである。

(二) しかし、この神天上思想ははたして善神捨國の一面

性しか持ち合せていないのであろうか。この疑問に対して日蓮聖人は『観心本尊抄』に左のように示されている。

今末法初 以_レ小打_レ大 以_レ権破_レ実、東西共失_レ之、天地顛倒。迹化、四依隱_ニ不_レ現前_一。諸天乘_ニ其國_一、不_レ守_ニ護_一之。此時地涌_ニ菩薩始出_ニ現世_一、但以_ニ妙法蓮華経_一、五字_一、令_レ服_ニ幼稚_一。因謗隨惡、必因得_ニ益_一是也。(定遺P 719)

日蓮聖人は末法という善神捨國の日本に地涌の菩薩(本化弘通者)が出現して、法華經の真髓たる五字の要法を弘めるからこそ、守護の善神は還り来たり弘通者を守護するであろうと予定し、確信をい込んでいるのである。

さらに、『法門可申抄』に示されるが如く、日本の諸神の中で八幡大菩薩を以て代表させ、その八幡も住む所がないから天にのぼってしまった。しかし、正法の弘まるのを見れば当然その弘通者のところへ還帰するであろうとしている。

そして、日蓮聖人が文永八年九月十二日竜の口の刑場に赴く途中鶴岡八幡宮の前で、

八幡大菩薩に最後に申_{べき}事あり、とて馬よりさしをりて高声に申やう。いかに八幡大菩薩はまことの神か。

(定遺P 965)

と叱咤したいわゆる八幡社頭諫言である。これなども八幡

大菩薩の来下を、在社を確信していたゆえの発言であろうと思われる。

そして、のちに弘安三年十一月十四日註①に社殿を焼いてしまった八幡大菩薩ではあるが、

此大菩薩は宝殿をやきて天にのぼり給とも、法華經の行者日本国に有ならば其所に栖給べし。法華經第五云、諸天昼夜常為法故而衛護之云。(定遺P 1849)

と述べられ、擁護来下を強く主張しているのである。

つまり、悪世末法の謗法充滿の悪国には善神は捨国上天してしまいが、この時に当って救世の大導師が出て法華正法を弘めるならば、諸天善神も還帰擁護するであろうとしているのである。

(三)日蓮聖人の直弟の諸記録中で神天上義について述べたものであるは少ない。しかし、日蓮聖人滅後最初の教団分裂をきたした白蓮日興の『原殿御返事』の三島社参問題よりその答を見出し出した。

すなわち、南部実長が三島神社に参詣しようとした。日興は常々、

此国に守護の善神無と云事(宗全二卷P 170)と指導していたが、実長が鎌倉在勤中諸弟子から聞いたところでは、

諸神此国を守り給尤も可参詣候。(宗全三卷P 170)

と教えられていたので、実長はこの教示を善とし、参詣するのは謗法罪にならぬであろうと考えた。日興はこの実長の行為を聞いて、弟子の越後房を使いとして止めさせようとした。そこで実長は、その当否を民部日向に聞いたのである。日向は、

守護の善神此国を去と申事は安国論の一篇にて候へども白蓮阿闍梨外典誑に片方を讀て至極を不知者にて候、法華持者参詣せば、諸神も彼社壇可来会、尤可参詣。(宗全二卷P 171)

と答えた。おそらく先に述べた鶴岡八幡宮の炎上事件に関連して教示された『諫曉八幡抄』の旨をもって、実長の行為を認めたものと思われる。

日興は捨国面を強調し擁護面を無視し、日向は捨国のこととは勿論ではあるが、擁護面のあることを忘れてはならぬ註②という、二つの流れを生じたのである。

註① 宮崎英修著『日蓮宗の守護神』P 86 『不受不施派の源流と展開』P 95～P 96

註② 定遺P 455

註③ 宮崎英修著『日蓮宗の守護神』P 89～P 90 『不受不施派の源流と展開』P 96～P 97・『氏神八幡大菩薩』(定遺P 1844)

「日蓮の氏神を諷曉する云云」(定選P 1844) という表現から
もうかがえる。

註④ 史料綜覧P 253

註⑤ 宮崎英修著『不受不施派の源流と展開』P 97、P 98

不受流人僧日照

——三宅島より神津島島替——

藤 崎 正 幸

明和六年十月廿二日 三宅

不受不施 天明三年十一月十五日御奉書到来、御免流
人ノ内、野州都賀郡東水代村源兵衛作千吉ト申者相頼、不
受不施ニ罹成候様御諫書差出千吉儀、右諫書御箱訴仕候ニ
付御吟味ニ相成り、千吉儀へ江戸入半被仰付、日照儀へ右
御吟味之上、不届ニ付、天明五巳四月廿四日神宮凡ニテ御
下知被仰渡候。御書付到来神津島へ島替被仰付候

天明五年六月九日神津島へ送ル

下総国印幡郡久能村観久山

潮音寺隠居 日照 丑五十二才 伊谷

三宅島流人在命帳に依ると、日照は明和六年十月廿二日
不受不施の科に依り三宅島流罪、伊谷に配置、天明三年赦
免流人千吉を使って不受不施を箱訴させた。その結果日照
は再犯神津島へ島替、千吉は江戸入半を申渡されたのが天
明五年六月九日の事である。斯かる一編が発表されたのが
宮崎英修先生著「不受不施派の組織と展開」に、三宅島常
勝庵過去帖筆者云々の内に指摘発表されている。しかしな
がらこれまで島替後の日照の経過・行状等詳かでないので
以下考察を加えたい。

第十八回当教学発表大会に於て「明和法難に就て」と題
し、史家加川治良氏の一説があるが、今回の発表は全氏の
説とは全く其の論旨を異にしたものである。

潮音寺は千葉県印幡郡富里村久能に在り、開基は天正年
間覚正院日永上人によって、真言宗より改宗したと云われ
中山法華経寺の隠居寺で、開創は大同年間と「富里村印幡
郡誌」に伝えられている。さて日照が如何なる事情から
「潮音寺隠居」と名乗ったか、且又その前の伝承・文書等
に就き証明するに足る資料は全く皆無である。又十七年間
三宅島に在る日照に就いても在島経過を裏付ける口伝・伝
承・文書等把握出来得ないのである。